

平成 28 年 2 月 15 日

各 位

会 社 名 日本パワーファスニング株式会社
代 表 者 代表取締役社長 土肥智雄
(コード番号 5950 東証第 2 部)
問 合 せ 先 取締役常務執行役員管理本部長 小西良幸
(TEL:06-6442-0951)

監査等委員会設置会社への移行および定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成27年5月1日施行の「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）（以下、「改正会社法」といいます。）により新たに創設された「監査等委員会設置会社」に移行すること、および「定款一部変更の件」を本年3月29日開催予定の第53期定時株主総会（以下、「本定時株主総会」といいます。）に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、本件に伴う役員人事につきましては、本日開示の「代表取締役の異動および監査等委員会設置会社移行後の新体制に関するお知らせ」をご覧ください。

記

1. 監査等委員会設置会社への移行

(1) 移行の目的

監査を担う者に取締役会における議決権を付与することにより取締役会の監督機能の一層の強化とガバナンスの更なる充実を図るとともに、経営の公正性および透明性を高めるため、監査等委員会設置会社に移行することといたしました。

(2) 移行の時期

本定時株主総会において、必要な定款変更等についてのご承認をいただき、監査等委員会設置会社に移行する予定です。

2. 定款一部変更

(1) 変更の理由

① 監査等委員会設置会社へ移行するため、監査等委員会および監査等委員に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等を行うものであります。

② 業務執行を行う取締役について、その期待される役割を十分に発揮できるようにするため、その任務を怠ったことにより当会社に生じた損害を賠償する責任を、法令が定める額を限度として、取締役会決議によって減免することができる旨の規定を新設するものであります。併せて、本定時株主総会終結前の行為に関する取締役（取締役であった者を含む。）および監査役であった者の責任についても同様の取扱いをするべく、附則を新設するものであります。

- ③ 改正会社法により、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が変更されたことに伴い、業務執行を行わない取締役につきましても、責任限定契約を締結することによってその期待される役割を十分に発揮できるようにするため、現行定款第 25 条（社外取締役との責任限定契約）の一部を変更するものであります。
- ④ 機動的な資本政策および配当政策の遂行を可能とするため、会社法第 459 条第 1 項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことが可能となるよう、変更案第 42 条（剰余金の配当等の決定機関）を新設するとともに、同条の一部と内容が重複する現行定款第 6 条（自己の株式の取得）、現行定款第 45 条（剰余金の配当）および現行定款第 46 条（中間配当）を削除し、新たに変更案第 43 条（剰余金の配当の基準日）を新設するものであります。
- ⑤ 公告方法について、電子公告により行うことを原則とすることといたしたく、現行定款第 4 条（公告方法）について所要の変更を行うものであります。
- ⑥ 株主総会の招集権者および議長を代表取締役とするため、現行定款第 12 条（招集および招集権者）および現行定款第 14 条（議長）の一部を変更するものであります。
- ⑦ 上記条文の新設、変更および削除に伴う条数の変更、字句等の修正、現行規定の内容を明確にすること、その他所要の変更を行うものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

なお、本定款変更は、本定時株主総会の終結の時をもって効力が発生するものとします。

(3) 日程

定款変更のための株主総会開催日（予定）	平成 28 年 3 月 29 日
定款変更の効力発生日（予定）	平成 28 年 3 月 29 日

以 上

【別紙】 定款変更の内容

(下線部が変更箇所であります。)

現行定款	変更案
<p>第1章 総則</p> <p>第1条 (条文省略)</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1 工業用ファスナー(ばね、ねじ等)の製造販売</p> <p>2 工業用ファスナーを締結する工具、機械および装置の製造販売</p> <p>3 工業用鋸打銃および鋸の製造販売</p> <p>4 企業経営に関する助言、指導、調査およびその受託</p> <p>5 企業情報システムに関する導入・運用支援および開発業務の受託</p> <p>6 経理、資金調達、労働条件の整備および人事制度の企画・運営等に関する業務の受託</p> <p>7 工業所有権、ノウハウ、システム技術等の賃貸および使用許諾</p> <p>8 住宅設備・機器等の施工および製造販売</p> <p>9 土木工事、建築工事および内装仕上工事等の設計、施工</p> <p>10 建築用材料の販売</p> <p>11 火薬の販売および輸出入</p> <p>12 不動産の売買、賃貸および管理</p> <p>13 前各号に付帯する一切の業務</p> <p>第3条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>第1章 総則</p> <p>第1条 (現行どおり)</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1_工業用ファスナー(ばね、ねじ等)の製造販売</p> <p>2_工業用ファスナーを締結する工具、機械および装置の製造販売</p> <p>3_工業用鋸打銃および鋸の製造販売</p> <p>4_企業経営に関する助言、指導、調査およびその受託</p> <p>5_企業情報システムに関する導入・運用支援および開発業務の受託</p> <p>6_経理、資金調達、労働条件の整備および人事制度の企画・運営等に関する業務の受託</p> <p>7_工業所有権、ノウハウ、システム技術等の賃貸および使用許諾</p> <p>8_住宅設備・機器等の施工および製造販売</p> <p>9_土木工事、建築工事および内装仕上工事等の設計、施工</p> <p>10_建築用材料の販売</p> <p>11_火薬の販売および輸出入</p> <p>12_不動産の売買、賃貸および管理</p> <p>13_前各号に付帯する一切の業務</p> <p>第3条 (現行どおり)</p> <p><u>(機関)</u></p>

現行定款	変更案
<p>(公告方法)</p> <p><u>第4条</u> 当社の公告は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。</p> <p>第2章 株式</p> <p><u>第5条</u> (条文省略)</p> <p><u>(自己の株式の取得)</u></p> <p><u>第6条</u> 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって同条第1項に定める市場取引等により自己の株式を取得することができる。</p> <p>第7条 当社の単元株式数は、100株とする。</p> <p>第8条 (条文省略)</p> <p>第11条</p> <p>第3章 株主総会</p> <p>(招集および招集権者)</p>	<p><u>第4条</u> 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> <u>1. 取締役会</u> <u>2. 監査等委員会</u> <u>3. 会計監査人</u> <p>(公告方法)</p> <p><u>第5条</u> 当社の公告は、<u>電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。</u></p> <p>第2章 株式</p> <p><u>第6条</u> (現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p><u>(単元株式数)</u></p> <p>第7条 当社の単元株式数は、100株とする。</p> <p>第8条 (現行どおり)</p> <p>第11条</p> <p>第3章 株主総会</p> <p>(招集および招集権者)</p>

現行定款	変更案
<p>第 12 条 (条文省略)</p> <p>② 株主総会は法令に別段の定めがある場合を除くほか、取締役会の決議によって取締役<u>社長</u>が招集するものとし、取締役<u>社長</u>に事故があるときは、あらかじめ取締役会の決議によって定めた順序により他の取締役が招集する。</p> <p>第 13 条 (条文省略)</p> <p>(議 長)</p> <p>第 14 条 株主総会の議長は取締役<u>社長</u>がこれにあたる。</p> <p>② 取締役<u>社長</u>に事故があるときは、あらかじめ取締役会の決議によって定めた順序により他の取締役がこれに代わる。</p> <p>第 15 条 (条文省略)</p> <p>第 17 条</p> <p>第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>第 1 節 取締役</p> <p>(員 数)</p> <p>第 18 条 当社の取締役は、8 名以内とする。</p> <p>(新設)</p> <p>(選任方法)</p>	<p>第12条 (現行どおり)</p> <p>② 株主総会は法令に別段の定めがある場合を除くほか、<u>あらかじめ</u>取締役会の決議によって<u>定めた代表</u>取締役が招集するものとし、<u>当該代表</u>取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会の決議によって定めた順序により他の取締役が招集する。</p> <p>第 13 条 (現行どおり)</p> <p>(議 長)</p> <p>第14条 株主総会の議長は<u>あらかじめ</u>取締役会の決議によって<u>定めた代表</u>取締役がこれにあたる。</p> <p>② <u>前項の代表</u>取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会の決議によって定めた順序により他の取締役がこれに代わる。</p> <p>第15条 (現行どおり)</p> <p>第17条</p> <p>第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>第 1 節 取締役</p> <p>(員 数)</p> <p>第18条 当社の取締役<u>(監査等委員であるものを除く。)</u>は、8 名以内とする。</p> <p>② <u>当社の監査等委員である取締役は、4 名以内とする。</u></p> <p>(選任方法)</p>

現行定款	変更案
<p>第 19 条 取締役は、株主総会の決議によ<u>って</u>選任する。</p> <p>②～③ (条文省略) (新設)</p> <p>(任期)</p> <p>第 20 条 取締役の任期は、選任後<u>2</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(補欠または増員)</p> <p>第 21 条 補欠または増員により選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(<u>取締役会の設置</u>)</p> <p>第 22 条 <u>当社は、取締役会を置く。</u></p>	<p>第19条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議により</u>選任する。</p> <p>②～③ (現行どおり)</p> <p>④ <u>監査等委員である取締役の補欠者の選任にかかる決議の効力は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>(任期)</p> <p>第20条 取締役(<u>監査等委員であるものを除く。)</u>の任期は、選任後<u>1</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>② <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>(補欠または増員)</p> <p>第21条 補欠または増員により選任された取締役(<u>監査等委員であるものを除く。以下、本項において同じ。)</u>の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>② <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(削除)</p>

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;"><u>(役付取締役および代表取締役)</u></p> <p><u>第23条</u> 取締役会の決議によって、取締役会長、取締役副会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>② <u>会社を代表すべき取締役は、取締役会の決議によって前項の取締役より選定する。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(報酬等)</u></p> <p><u>第24条</u> 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</p> <p style="text-align: center;"><u>(社外取締役との責任限定契約)</u></p> <p><u>第25条</u> (新設)</p> <p>当会社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役との間で、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>(代表取締役および役付取締役)</u></p> <p><u>第22条</u> 取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員であるものを除く。）の中から、代表取締役を選定する。</p> <p>② <u>取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員であるものを除く。）の中から、取締役会長、取締役副会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができる。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(報酬等)</u></p> <p><u>第23条</u> 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(取締役の責任免除)</u></p> <p><u>第24条</u> 当会社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令が定める額を限度として、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>② 当会社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額とする。</u></p>

現行定款	変更案
<p>第2節 取締役会</p> <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第26条 (条文省略)</p> <p>② (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第27条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>② 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(新設)</p> <p>(決議方法等)</p> <p>第28条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>② 当社は、取締役会の決議事項について、取締役(当該決議事項について議決</p>	<p>第2節 取締役会</p> <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第25条 (現行どおり)</p> <p>② (現行どおり)</p> <p>③ <u>前二項の定めにかかわらず、監査等委員会を選定する監査等委員は、取締役会を招集することができる。</u></p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第26条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>② 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p><u>(重要な業務執行の決定の取締役への委任)</u></p> <p>第27条 <u>当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>(取締役会の決議方法等)</p> <p>第28条 (現行どおり)</p> <p>② <u>前項の決議について特別の利害関係を有する取締役は、議決に加わることができない。</u></p> <p>③ 当社は、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場</p>

現行定款	変更案
<p>に加わることができるものに限る。)の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が当該決議事項について異議を述べたときはこの限りでない。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第5章 <u>監査役および監査役会</u></p> <p>第1節 <u>監査役</u></p> <p><u>(監査役および監査役会の設置)</u></p> <p>第29条 <u>当社は、監査役および監査役会を置く。</u></p> <p><u>(員数)</u></p> <p>第30条 <u>当社の監査役は、4名以内とする。</u></p> <p><u>(選任方法)</u></p> <p>第31条 <u>監査役は、株主総会の決議によって選任する。</u></p>	<p>合において、当該提案につき取締役（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p><u>(取締役会の議事録)</u></p> <p>第29条 <u>取締役会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した取締役は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。</u></p> <p><u>(取締役会規則)</u></p> <p>第30条 <u>取締役会に関する事項は、法令または本定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規則による。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

現行定款	変更案
<p><u>② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>	
<p><u>(任期)</u></p>	(削除)
<p><u>第32条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p>	
<p><u>(補欠)</u></p>	(削除)
<p><u>第33条 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	
<p><u>(常勤監査役)</u></p>	(削除)
<p><u>第34条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u></p>	
<p><u>(報酬等)</u></p>	(削除)
<p><u>第35条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	
<p><u>(社外監査役との責任限定契約)</u></p>	(削除)
<p><u>第36条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間で、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u></p>	
<p><u>第2節 監査役会</u></p>	(削除)
<p><u>(監査役会の招集通知)</u></p>	(削除)
<p><u>第37条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に発する。ただ</u></p>	

現行定款	変更案
<p><u>し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>② 監査役全員の同意があるときは、招集の経緯を省いて監査役会を開催することができる。</u></p> <p><u>(決議方法)</u></p> <p><u>第38条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(削除)</p> <p><u>第5章 監査等委員会</u></p> <p><u>(常勤の監査等委員)</u></p> <p><u>第31条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p> <p><u>(監査等委員会の招集権者および議長)</u></p> <p><u>第32条 監査等委員会は、各監査等委員が招集し、あらかじめ監査等委員会で定めた監査等委員が議長となる。</u></p> <p><u>(監査等委員会の招集通知)</u></p> <p><u>第33条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>② 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の経緯を省いて監査等委員会を開催することができる。</u></p> <p><u>(監査等委員会の決議方法)</u></p> <p><u>第34条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過</u></p>

現行定款	変更案
<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第6章 会計監査人</p> <p><u>(会計監査人の設置)</u></p> <p><u>第39条</u> 当社は、<u>会計監査人を置く。</u></p> <p><u>第40条</u> (条文省略)</p> <p><u>第41条</u> (報酬等)</p> <p><u>第42条</u> 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査役会</u>の同意を得て定める。</p> <p>(会計監査人との責任限定契約)</p> <p><u>第43条</u> 当社は、<u>会社法第427条第1</u></p>	<p><u>半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。</u></p> <p><u>② 前項の決議について特別の利害関係を有する監査等委員は、議決に加わることができない。</u></p> <p><u>(監査等委員会の議事録)</u></p> <p><u>第35条</u> <u>監査等委員会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した監査等委員は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。</u></p> <p><u>(監査等委員会規則)</u></p> <p><u>第36条</u> <u>監査等委員会に関する事項は、法令または本定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。</u></p> <p>第6章 会計監査人</p> <p>(削除)</p> <p><u>第37条</u> (現行どおり)</p> <p><u>第38条</u> (報酬等)</p> <p><u>第39条</u> 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査等委員会</u>の同意を得て定める。</p> <p>(会計監査人との責任限定契約)</p> <p><u>第40条</u> 当社は、<u>会社法第427条第1</u></p>

現行定款	変更案
<p>項の規定により、会計監査人との間で<u>同法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u></p>	<p>項の規定により、会計監査人との間で<u>任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額とする。</u></p>
<p>第 7 章 計算</p>	<p>第 7 章 計算</p>
<p>第 44 条 (条文省略)</p>	<p>第 41 条 (現行どおり)</p>
<p><u>(剰余金の配当)</u> 第 45 条 剰余金の配当は、毎年 12 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対して行う。</p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(中間配当)</u> 第 46 条 当社は、取締役会の決議によって、毎年 6 月 30 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第 454 条第 5 項に定める中間配当を行うことができる。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(剰余金の配当等の決定機関)</u> 第 42 条 当社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(剰余金の配当の基準日)</u> 第 43 条 当社の期末配当の基準日は、毎年 12 月 31 日とする。 ② 当社の中間配当の基準日は、毎年 6</p>

現行定款	変更案
<p>(剰余金の配当等の除斥期間および利息)</p> <p><u>第 47 条</u> 剰余金の配当および中間配当は、<u>支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。</u></p> <p>② (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p><u>月 30 日とする。</u></p> <p>③ <u>前二項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u></p> <p>(配当金の除斥期間および利息)</p> <p><u>第44条</u> 配当財産が金銭である場合は、<u>支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。</u></p> <p>② (現行どおり)</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>第1条</u> 当会社は、<u>会社法第426条第 1 項の規定により、第53期定時株主総会終結前の行為に関する任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p><u>第2条</u> 当会社は、<u>会社法第426条第 1 項の規定により、第53期定時株主総会終結前の行為に関する任務を怠ったことによる監査役であった者の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p>

以 上